

## 総合衛生管理製造過程による食品の製造又は加工の承認について

食品衛生法第7条の3第1項に基づき、営業者より総合衛生管理製造過程を経て製造することについて承認申請があり、審査したところ、承認基準に適合すると認められたことから、本日、下記の施設を承認したのでお知らせします。

### 記

(中国四国厚生局)

日本果実工業株式会社 山口工場 第2製造工場  
山口県山口市大字仁保下郷1771番  
清涼飲料水（密栓・密封後殺菌）

(九州厚生局)

九州乳業株式会社本社工場（みどりの王国）  
大分県野津原町大字廻栖野3231番地  
乳（牛乳）

(参 考)

### 総合衛生管理製造過程による食品の製造又は加工の承認実績

	乳・乳製品	食肉製品	魚肉練り製品	容器包装詰加圧 加熱殺菌食品	清涼飲料水	合 計
施設数	331	100	24	33	47	535
件 数	787	191	32	40	77	1127

注) 複数の承認を取得している施設は、1施設として計上している。